

環境審議会の進め方について

今回は5年ごとの定期的な点検・評価を行い、計画の進捗状況を踏まえた計画内容の見直しについて総合的に意見をいただきます。そこで、簡単ではありますが、基本計画や審議会の役割及び進め方についてご説明いたします。

1. 環境基本計画について

環境に関する計画の中で最も上位にある計画で平成25年7月に策定されました。市民、事業者、教育機関及び行政が環境保全に取り組む上での共通の目標や施策の方向性を示し、各主体の行動を積極的に誘導することを目的としています。この計画の下に、緑や水、温暖化、ゴミなど各分野の計画が定められています。計画期間は15年間（平成39年まで）です。

2. 環境審議会の役割について

原則2か年ごとに計画に記載された施策の進捗状況の報告を市から受け、それに対し総合的な視点からの意見や提言を行います（2年チェック）。また、5年ごとに行う点検・評価において、進捗状況を踏まえた計画内容の見直しについても意見を行います（5年チェック）。（計画74～75ページ参照）

その他にも不定期に市から環境に関する事柄について諮問を受け、それに対して意見や答申を行います。ただこれまでは、こうした不定期の諮問を受けた実績はありません。

今回の審議会は、計画策定後初めての5年チェックです。

3. 今年度の審議会の進め方

平成30年度は、計画策定後5年を経過した年になるため、初めての5年チェックを行います。第1回と第2回会議で平成25年から29年までの5年間について、各施策の進捗状況を点検・評価します。計画の内容が時代の変化に大きく逸脱していないか、施策の方向性が適正なものであったか、など計画を見直しするのかどうかについて議論をしていただきます。

第3回は結論を出します。議論の結果、見直しは必要ないという結論になればそこで審議会は終了しますが、議論がまとまらない場合は第4回を開催します。もし見直すべきということになれば、30年度から31年度にかけて見直しの作業に入ることになります。